『えひめ夢提案制度』 夢提案様式

提案主体名	企業組合ひろみ川	提案主体分類コード	g 民間企業
提案の公開の可否	公開		

要望事項（事項名）	米の表示方法の支援	制度の所管・関係省庁	
根拠法令等		プロジェクト名	
提案分野	7. 農林水産分野		

求める措置の具体的内容

（企）ひろみ川は、地域興しの一環として、耕作放棄地等を借り受け、お米（低ﾀﾝﾊﾟｸ米）を鬼北町のブランド化として売り込もうとして、４年目になりますが、お米（低ﾀﾝﾊﾟｸ米）の銘柄・産地名が県の産地品種銘柄に登録されていないため、販売する段階において適正な表示が出来ないので、銘柄（春陽・LGCｿﾌﾄ）を県の産地品種銘柄として国に申請していただきたい。

具体的事業の実施内容・提案理由

現状の段階では、国産米・未検査米としか表示できず、どこの産地でできたものやら分からない状態です。検査は、自社で外部委託して、残留農薬・総ﾀﾝﾊﾟｸ質の分析等を行い、その結果表を添付してお米を販売しており、消費者からは信頼していただいております。県の産地品種銘柄の登録を受けるには、生産量が一定量を超えないとできないと伺っており、生産量を増やすのは簡単ですが、需要と供給のバランスもあるので、なかなか増やせない状態です。きちっとした生産地等の表示ができれば、今後も販売数は増えていくと思われ、せっかく地方局産地育成室の支援を受けて始めた事業であり、このお米は、腎不全等でお困りの方にとっては不可欠な食料なので、組合としては今後も患者さんの為に安全でおいしいお米を届けたいとの思いで、第三者機関のG-GAP認証を穀物では四国初となる認証を取得し、日々勉強をしながらがんばっております。このお米は、今の段階では、市立大洲病院に納品の他、定期的に全国北は仙台、南は九州各地へ発送しており、推薦していただいているのは、県中央病院と愛腎会様です。

提案が実現した場合に、補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」を活用して実施したい事業の概要（※該当がある場合のみ記載）

最終回答

ご提案にありますように、米の産地や銘柄の証明を受けるには、都道府県ごとに産地品種銘柄に設定される必要があります。

産地品種銘柄の設定は農産物検査法に基づき農林水産省が所管しており、申請者が中国四国農政局松山地域センターに申請書類を提出することになっております。

現在、本県で設定されている水稲品種は、農業団体や生産集団等からの申請により設定されたもので、県は申請を行っておりません。産地品種銘柄の申請は、どなたでも行うことができますので、ご提案者様からの申請についてご検討いただきますようお願いします。

なお、産地品種銘柄の設定要件には、当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること、育成者権の侵害行為を組成しないこと等がありますので、申請にあたっての詳細な手続き等については、窓口である中国四国農政局松山地域センターにお尋ねいただきますようお願いします。

なお、県では、産地品種銘柄の申請にあたり参考となる情報の提供等、ご相談に対応いたしますのでよろしくお願いします。

対応区分	B（国の権限に関するもの）